

議員提出第二十二号議案

農業農村整備事業関係予算の確保を求める意見書

農業農村整備事業は、国民に安心・安全な食糧を安定的に供給するための農業生産力を支えるとともに、国土保全や水源涵養等農業・農村が有する多面的機能を維持する大きな役割を担っている。

しかし、国の農業農村整備事業予算は、平成二十二年度に対前年度比三十七%の二千億円余りに大幅に削減され、以降三年間横ばい、平成二十五年度から新政権のもと回復基調にあるものの、まだまだ必要額にはほど遠い状況である。

全国の農業水利施設は今後随時耐用年数を迎え、その更新費用は毎年約五千億円が必要と言われている。県下においても農業水利施設の大半が更新時期にきているが、予算の不足により、地域が熱望する更新、改修事業に着手できない状況が続いている。

このような状況が続けば、国の目指す「攻めの農林水産業」「国土強靱化」「競争力強化」の展開や農業・農村が有する多面的機能の発揮に悪影響を及ぼすことは明白であり、国民全体の損失に繋がることになりかねない。

よって、国会及び政府におかれては、こうした危機的な状況を踏まえ、農業農村整備事業の役割を十分考慮のうえ、平成二十七年度農業農村整備事業関係予算について、十分な額を確保するよう強く要望する。

右、地方自治法第九十九条の規定により意見書を提出する。

平成二十六年九月十八日

大分県議会議長 近藤和義

衆議院議長 伊吹文明殿

参議院議長 山崎正昭殿

内閣総理大臣 安倍晋三殿

財務大臣 麻生太郎殿

農林水産大臣 西川公也殿